

意見聴取会 意見陳述申込書

天塩川流域委員会 宛

天塩川の河川整備・管理について、次のとおり意見を述べたいので申し出します。

平成17年3月20日

1. 意見陳述申込者

ご氏名

年齢 62 歳 性別 男・女

ご住所 旭川市

2. ご意見

天塩川流域委員会のあり方について

今回の「意見聴取会」にあたって、傍聴者に配られた審議資料を検討したところですが、下記に述べるような理由で「資料にもとづいた正確な意見陳述」が非常に困難なことがわかり、止むを得ず上記表題の意見陳述を申し出るものです。(以下意見陳述要旨)

[1] 審議の経過(1年余の審議空白と、その後のスピード審議)

① 第1・2回流域委員会(平成15年)

流域委運営方針、整備計画(案)作成スケジュール、議事録の取り扱い、天塩川概論など

② 1年2ヶ月近い休眠(平成15年8月～平成16年10月)

委員の任期は2年間、休眠理由は、議事要旨にも記載なし

③ 第3回流域委員会(平成16年10月)

開建 111 ページに及ぶ審議資料の提出と説明、質疑。委員から追加資料の要請あり

④ 第4・5回流域委員会(平成16年12月～平成17年2月)

追加資料(56 ページ)配布と資料説明。第5回、これから本格的な審議が始まるように見えた。

第5回流域委の後半、委員長が「4月に意見聴取会を開催」を提案。

開建は「6月に整備計画(案)をまとめる」意向を示した。

⑤ さらに、道新(05.2.22.)の記事によれば、開建は6月をめどに整備計画の原案をまとめ、「公聴会や知事の意見を聴いた上で、年内に整備計画をまとめた」と意向という。

⑥ このスケジュールが、開建から示された170 ページに及ぶ資料の正否・適非の検討が第5回流域委をもって終了したことを意味しているのであれば、流域委としての重要な役割りを果たしていないのではないのか。

- ⑦ 検討不足と思われる課題として、遊水地・森林の保水力・サケマス・サケなど魚類資源の保全・ダム・魚道の問題点など、本格的な審議が必要。

[2] 「流域委員会設置要領」の「公開の原則」に沿わない委員会運営

- ① 170 ページに及ぶ審議資料に「目次」がない。

第 3 回流域委で委員から指摘があったにもかかわらず、事務局は無視。結果的に検討項目の検索が困難。

- ② 開建は、資料について説明した議事録を公開していない。傍聴者、流域住民(道民)に対する説明責任を果たしていない。この結果、傍聴者であっても、資料の信憑性、算出根拠などについて、検索が困難。

- ③ 審議の「議事要旨」を公開しているが、「議事録」の公開を結果として非常に困難にしている。

意見陳述を前に、開建に「議事録」の公開を請求したが、この件は次のように扱われることになっていた。

『テープ起こしの記録は…その取り扱いについては、公開の際に委員会で議論して決定する(第3回資料 1-2)。』つまり、委員会で決定しないと、議事録は公開できないということであった。

- ④ 審議は傍聴者の面前で行われ資料も配られているが、その内容は、公開されていない。したがって傍聴者はもちろん流域の方々、後日審議内容を調べようとしてもそれが出来ない仕組み。

- ⑤ こうした天塩川流域委員会のあり方に疑問を抱き、石狩川流域委員会のホームページを開いてみた。

そこには、「議事要旨」をはじめ開建の「資料説明」各委員の発言内容も、「実名」で詳細に公表されていた。

- ⑥ 石狩川流域委と天塩川の違いはどこから来るのか？ 流域委「設置要領」はどこも同じはず。

審議内容を知られたくない、報せたくないという開建の本心と、石狩川流域委のホームページを知っていても知らないふりをする一部のメンバーの思惑が暗黙の了解となって、このような形になったのではないか…という、疑念がわいてくる。

[3] 「意見聴取会」を再度開催することを要請します

- ① このような客観的な状況の中で開かれる「意見聴取会」とは何か？

これは、流域住民(道民)をないがしろにするものであり、容認できるものではない。

- ② 石狩川流域委にならって、開建の資料説明および審議議事録をきちっと開示した上で、改めて「意見聴取会」を開催するよう、委員長及び開建に強く要請します。

(乙)